

【改善を求めるもの】

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案（・・・第 回総会； 市）		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ^{※注} <input type="checkbox"/> その他（ ）	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	厚生労働省
	<input type="checkbox"/> 県	担当部局	(健康福祉部健康長寿課)
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	2 子宮頸がん予防ワクチンを含む定期の予防接種について		
提案市	須坂市		
提案要旨	<p>子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチン接種は、平成25年4月から定期予防接種となったばかりであるにもかかわらず、子宮頸がんについては、6月14日付厚生労働省健康局長名で、積極的勧奨差し控えが勧告された。</p> <p>今後の接種については、希望すれば可能とのことであるが、判断できる十分な情報がないため、国において早急に示されたい。</p> <p>また、今後新たな予防接種導入に関しては、十分に情報を提示していただき、市町村に混乱がきたさないよう配慮されたい。</p>		
提案理由	<p>平成25年6月14日付子宮頸がん予防ワクチン接種の、積極的勧奨の差し控え勧告を受け、住民に周知するにあたり、ここで接種を中断した方の接種スケジュールなどは示されていない。今後の接種について保護者に判断を委ねていることもあり、早急に保護者等が判断できる資料等国の見解をお示しいただきたい。</p> <p>また、子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌の3つのワクチン導入の際もワクチン接種緊急促進臨時特例交付金での対応であって、市町村は対応に追われ、この4月の定期接種化も年度末ぎりぎりの法改正であり、住民への周知も急がれた。</p> <p>今回の勧告も急であり、直接住民や医療機関と関わる市では、ワクチンに関する情報が少ない中で保護者に判断を委ねていることもあり、十分な説明ができない状況である。</p> <p>厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会の意見によると、今後も、水痘、おたふくかぜ等新たな予防接種の導入が検討されているようだが、導入の際には、ワクチンの確保や副反応など十分に検討され、周知期間なども考慮されたい。</p>		

現況及び課題等	<p>6月14日の勧告を受け、翌日の6月15日には接種医療機関に対し通知した。</p> <p>須坂市で実施している、中学校1年生への集団接種は見合わせ、希望のある方は個別に医療機関で接種できる旨保護者に通知した。</p> <p>保護者に判断を委ねていることもあり、直接住民や医療機関と関わる市では、ワクチンに関する情報が少ないため十分な説明ができない状況である。</p>
関係法令	<p>予防接種法</p> <p>ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応について(勧告)(平成25年6月14日付け厚生労働省健康局長発健0614第1号)</p>

【改善を求めるもの】

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案（・・・第 回総会； 市）		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの※注 <input type="checkbox"/> その他（ ）	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input checked="" type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設
要望先	<input type="checkbox"/> 国	担当省庁	
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	林務部森林づくり推進課
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	3 大型破碎機の更新・活用について		
提案市	安曇野市		
提案要旨	<p>間伐材利活用を目的に長野県が保有する大型破碎機は、老朽化に伴い平成25年度をもって市町村への貸出しをしないこととされている。</p> <p>大型破碎機を更新し、必要に応じて貸出しできる体制の維持を要望する。</p>		
提案理由	<p>安曇野市の松くい虫による被害木を含めた年間の間伐面積は、平成22年以降、毎年約300haで推移をしている。</p> <p>市内のほぼ全域が松くい虫の被害地域となっていることから、主に平坦地の林内に残された枝条について、長野県から借り受けた大型破碎機で破碎処理している。</p> <p>この大型破碎機による破碎処理はコスト面で有利なため、今後とも活用の機会が増加する見込みである。</p>		
現況及び課題等	<p>平成24年度から新たな松くい虫被害対策として、一部の地域において、更新伐事業を実施している。</p> <p>この事業では、松くい虫被害木を含め伐採する樹木を全て搬出する必要があることから、大量の枝条が発生する。</p> <p>また、平坦地での被害木の処理として、今は伐倒破碎処理を行っているが、伐倒くん蒸処理に切り替えざるを得なくなるためコスト増となる。</p>		
関係法令			

<p>提案理由</p>	<p>少子化の進行は、地域社会や地域経済の持続可能性を根底から揺るがす問題であることから、多くの自治体が少子化対策を重要課題のひとつとして位置付け、創意工夫を凝らした様々な対策を講じているが、少子化に歯止めがかからない現状である。</p> <p>出生率を向上させるためには、妊娠から出産をはじめ、子育て全般にわたる施策について、居住地に関係なく一定の行政サービスが享受できるよう、国として積極的な役割を果たし、地方自治体が地域のニーズに基づく少子化対策を継続して取り組むことができるように、安定した財源確保を望むものである。</p>
<p>現況及び課題等</p>	<p>子育て支援施策は、地方自治体の財政力等により内容に違いが生じているが、出生率向上に向けては、結婚から妊娠、出産、子育て全般にわたる支援施策が、同一水準で継続的かつ安定的に提供されることが望ましいと考える。そのため、国として、制度の創設や財源の確保などの積極的な取り組みが必要となっている。</p>
<p>関係法令</p>	<p>少子化社会対策基本法</p>

【拡充を求めるもの】

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (H22・9・3 第127回総会；長野市他)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ^{※注} <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	国土交通省総合政策局
	<input type="checkbox"/> 県	担当部局	(企画部交通政策課)
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	5 バリアフリー化等、公共交通の利用環境改善に対する支援について		
提案市	長野市・安曇野市		
提案要旨	<p>バリアフリー化など、生活交通の利用環境の改善は、官民一体となって強力かつ計画的に推進すべき取組みである。</p> <p>地域が取り組むそれらの事業に対する支援のため、国においては、十分な予算の確保及び補助率どおりの交付を要望する。</p>		
提案理由	<p>高齢化の進展に伴い、地域福祉の役割を担う公共交通の利用を促進するには、バリアフリー化など利用環境の改善が必要であるが、多額の事業費を要するため、交通事業者の経営が厳しさを増す中で、なかなか進んでいかない状況にある。</p> <p>このため、国の補助制度を活用するとともに、地方自治体も支援しながらこれらの事業に取り組んでいるところであるが、国庫補助金の大幅な減額に対応するため、事業の縮小、又は断念せざるを得ない事態も発生している。</p> <p>については、地域の要望に対応できる予算を確保されるとともに、補助率どおりの交付を要望するものである。</p>		
現況及び課題等	<p>平成25年度地域公共交通確保維持改善事業補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用環境改善促進等事業として、 国庫補助金申請額 7,343千円 (制度上の補助率1/3) 補助金交付決定額 3,741千円 (補助率換算で約1/6) ・計画事業の一部を断念して事業費を圧縮するとともに、市の負担額を拡大して対応せざるを得なくなった。 		
法令関係	<p>地域公共交通の活性化・再生に関する法律 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱</p>		

【参考資料】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金

・平成23年度から実施

(従前は地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金)

- ・当該補助事業の平成25年度予算額は、330億円

・補助制度の構成

①地域公共交通確保維持事業	
陸上交通	
	<ul style="list-style-type: none">・地域間幹線系統の運行支援・地域内フィーダー系統の運行支援
離島交通	
	(略)
②地域公共交通バリア解消促進等事業	
バリアフリー化事業	
	<ul style="list-style-type: none">・鉄道駅、バスターミナル、タクシー乗場のバリアフリー化・ノンステップバス・リフト付きバスの導入・福祉タクシーの導入
利用環境改善促進等	
	<ul style="list-style-type: none">・ICカードシステムの整備・バスロケーションシステムの整備・LRTシステム、BRTシステムの整備
③地域公共交通調査事業	
	地域公共交通の確保・維持・改善に資する調査に支援

①の地域公共交通確保維持事業は、バス等の運行に対する支援であり、予算が優先的に配分される。

一方、②のバリア解消促進等事業は、①の残額を希望の事業で配分するため、調整率により減額されることがある。

【拡充を求めるもの】

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 財政支援(H25・4・19 第132回総会；大町市) 広域化 (H24・4・6 第130回総会；大町市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ^{※注} <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> 県 <input type="checkbox"/> その他	担当省庁 厚生労働省 担当部局 (健康福祉部健康福祉政策課) 名称	
件名	6 国民健康保険事業に係る国の財政支援の拡充及び広域化の早期実現について		
提案市	飯田市・須坂市・駒ヶ根市・塩尻市		
提案要旨	<p>市町村国保を取り巻く情勢は、医療費の伸びなどから依然として厳しい財政状況にあり、今後も巨額な財政赤字を抱える構造が継続するものと推測されていることから、国民健康保険事業に対する国庫負担を増額されたい。当面、経済の落ち込みによる国保税収の減少に対するカバー分について、国の財政支援の増額を要望する。</p> <p>また、国庫負担の増額が実現するまでの間の暫定的措置として、普通交付税による国保財政基盤安定対策を講ずることを併せて要望する。</p> <p>更に、医療費抑制努力等が保険料に反映されるなどの制度設計に基づく市町村国保の都道府県広域化の早期実現を要望する。</p>		
提案理由	<p>(飯田市・須坂市) 昨年4月に成立した国保法改正による国民健康保険の財政基盤強化策の恒久化は、一定の効果は見込まれると考えられるものの、公費負担の増を含めた国保の抜本的な改革への解決策とはなっていない。また、政府の社会保障制度改革国民会議においても、国保の運営主体を都道府県とする方向性は示されたものの、国保財政基盤強化についての議論は未だ不十分と言わざるを得ない。</p> <p>国保制度が持続可能となる構造的課題の抜本的解決を求めつつ、現下の社会、経済状況を鑑みて、不況に伴う被保険者の課税基礎額の減少に伴う税収減に対して、国の財政支援増額を要望する。</p> <p>(塩尻市) 医療給付費が年々増大する一方で、近年の景気の後退による所得減少から保険税収入が落ち込み、医療費の支払いに見合う保険税収入を確保することが困難な状況にある。今後も被保険者の高齢化などにより、ますます市町村国保の財政運営が悪化していくものと推測されている。</p> <p>(駒ヶ根市) 市町村国保は、国民皆保険制度の「最後の砦」としての役割を担っているが、被保険者は高齢者や無職の者など、疾病リスクの高い人や担税力の弱い人を抱える構造的課題や、加えて長引く景気低迷の影響で、国保財政は窮地に立たされており、もはや市町村レベルで運営を行うことは限界である。</p> <p>国の財政支援の拡充とともに、医療費抑制努力等が保険料に反映されるなどの制度設計に基づく抜本的改革の一つである都道府県広域化の早期実現を要望するものである。</p>		

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">現況及び課題等</p>	<p>(飯田市・須坂市) 両市では平成22・23年度の国保税率の算定に当たって、被保険者の負担増となる税の改定率を抑制するため、所得割額の減少分について一般会計から基準外繰入を行った上で、あん分率の改定を2年続けて実施した。 24年度も所得の向上が見られず、25年度以降もその保障もないことから、保険給付費の財源不足が続く見込で、基金がほぼ底をついた現状では、国保事業の運営は非常に厳しく、不安定な状況を余儀なくされている。 また、国保事業の抜本改革へ向けた取組状況も不透明であり、将来への不安が大きい。</p> <p>(塩尻市) 本市の国保財政は、現行の保険税率で財政運営を継続すると、29年度の累積赤字額が18億円を超えるものと推測され、25年度において、保険税率の引き上げを行うものの、28年度に、再引き上げを行わなければならない厳しい財政状況にある。</p> <p>(駒ヶ根市) 当市では平成20年度以降、保険給付費等の大幅な増加により、平成21年度、平成23年度にあん分率の改定を行うも、増税にも限度があり、この間、基金の半分を取り崩した。 平成24年度は、被保険者数の減少、課税所得の低下で税収が大きく落ち込んだものの、保険給付費が下がり基金を取り崩さずに済んだが、一時的な現象と捉えられ、国の抜本的改革の議論も不透明な中、今後も不安定な状況が続くと考えられる。 安定した基金を確保できるような増税は困難であり、加入者が安心して医療を受けられる健全な運営を単独で行うことは限界となっている。</p>
<p>法関係</p>	<p>国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）</p>

【拡充を求めるもの】

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案（・・・第 回総会； 市）		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は <u>拡充</u> を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ^{※注} <input type="checkbox"/> その他（ ）	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	厚生労働省
	<input type="checkbox"/> 県	担当部局	(健康福祉部介護支援室)
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	8 介護保険制度における軽度の認定者を保険給付外とする件について		
提案市	塩尻市		
提案要旨	介護保険制度において軽度の認定者（要支援1・2）を保険給付から外す検討がされているが、給付外とする場合は、利用者に混乱が生じないよう十分な準備期間の設定と財政的な支援を要望する。		
提案理由	軽度の認定者については、現行、地域包括支援センターで介護保険サービス（通所介護、訪問介護等）が必要と判断された者にサービス提供がされており、早急な代替サービスの創設が困難であり、早期の一律的な移行は利用者に混乱を来すおそれがあるため。 また、現行の地域支援事業または介護予防・日常生活支援事業は、給付費の3～4%以内とされるが、本市においては、介護予防給付は給付費の7%台であり、市町村事業とする場合財源的に厳しいため。		
現況及び課題等	・介護認定方法の見直しにより、軽度に認定される者が増えているとともに、認定を受けた者がサービスを受給する率も上昇している。 認定者数とサービス受給者数：平成25年3月(平成21年3月) 要支援1の者 411人(212人) サービス受給者 263人(88人) 要支援2の者 531人(451人) サービス受給者 420人(290人) ・平成24年度決算による総給付費と要支援の者に対する給付額 総給付費 4,333,684千円 予防給付費 325,050千円		
関係法令	介護保険法		

【拡充を求めるもの】

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案（・・・第 回総会； 市）		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は <u>拡充</u> を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ^{※注} <input type="checkbox"/> その他（ ）	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input checked="" type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設
要望先	<input type="checkbox"/> 国	担当省庁	
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	農政部農業政策課
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	9 農地における営農型太陽光発電の実施に係る一時転用許可期間の延長について		
提案市	須坂市		
提案要旨	農地（農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地）に支柱を立てて営農を継続しながら上部空間に太陽光発電設備等の発電設備を設置する場合は農地法に基づく3年以内の一時転用許可の対象とされている。営農等に支障がないと認められる場合は再度一時転用許可を行うことができるとされているが、一時転用期間が満了する3年毎に再度許可申請が必要となるため、現行期間の延長及び手続きの省略化、処理事務の簡素化をお願いしたい。		
提案理由	太陽光発電は「再生可能エネルギー固定価格買取制度」により、買取価格は発電開始年度毎に定められている価格により買い取られる事となっている。 初期設備投資資金などの回収及び発電期間は3年以上の期間が想定されるため、一時転用許可期間の延長又は一時転用の更新に関する手続きの省略化、処理事務の簡素化をお願いしたい。 太陽光発電による電力を施設園芸に使用すると、農家の光熱費の削減になると共に、農家収入の補完となる。		
現況及び課題等	当市では、現在、農地の一時転用許可を受けて発電設備を設置している例があるが、3年毎の更新手続きは必要書類等の整備等、更新申請に関する手続きが煩雑であり、農家等の負担が大きい。		
法令関係	農地法第4条第1項 農地法第5条第1項 ※関連文書（平成25年3月31日付24農振第2657号農林水産省農村振興局長通知）		

【拡充を求めるもの】

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案（・・・第 回総会； 市）		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は <u>拡充</u> を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ^{※注} <input type="checkbox"/> その他（ ）	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input checked="" type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設
要望先	<input type="checkbox"/> 国	担当省庁	
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	農政部園芸畜産課
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	11 農作物等災害緊急対策事業に果樹緊急生産維持対策事業の創設について		
提案市	松本市・飯田市・塩尻市・千曲市・ <u>安曇野市</u>		
提案要旨	補助対象事業に応急事業、緊急対策事業以外に、翌年への栽培につながる果樹の樹勢を維持するための費用を対象とする対策事業を創設願いたい。		
提案理由	被害を受けた果樹は実をつけなくても、樹勢維持のため肥料や消毒を行う必要がある。現行の要綱は被害を受けた果樹等への樹勢維持のために使用する農薬や肥料等の費用は対象外となっている。（特認事業があるが。）樹勢の維持は翌年以降の収穫数量に影響を及ぼすので、その費用を事業対象としていただきたい。		
現況及び課題等	降雪、低温、凍霜被害を受けた農家は、収入が見込めない状況下でも、翌年以降の生産のために消毒防除等を行わなければならないが、この被害を受けたことにより生産意欲の低下が見受けられ、離農につながる心配がある。あわせて、防除等を行わないことにより病気の蔓延が危惧される。		
関係法令	農作物等災害緊急対策事業補助金交付要綱		

現況及び課題等	県営事業については、県負担20～25%（事業種類による）。 団体営事業については、県負担一律1%。
関係法令	

【拡充を求めるもの】

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案（・・・第 回総会； 市）		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は <u>拡充</u> を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ^{※注} <input type="checkbox"/> その他（ ）	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input checked="" type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	農林水産省
	<input type="checkbox"/> 県	担当部局	（農政部農村振興課）
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	14 耕作放棄地再生利用緊急対策の継続について		
提案市	東御市		
提案要旨	耕作放棄地再生利用緊急対策は要綱により平成21年度から25年度までとなっているが、26年度以降も継続されるよう要望する。		
提案理由	<p>耕作放棄地の解消は全国的な共通課題であり、当該事業は、耕作放棄地の再生利用を促進する動機付けとして大変有効なものとなっている。</p> <p>また、耕作放棄地は、再生の取組みを行っても、一方で新規発生や荒廃度合の進行も認められる現状があり、更なる取組みの拡大が必要となっている。</p>		
現況及び課題等	<p>当市では、21年度からこの事業を活用し耕作放棄地の解消を図っているが、24年度耕作放棄地全体調査では農地として利用すべき耕作放棄地（区分「緑」、「黄」）に分類された耕作放棄地が305ha（うち農振農用地219ha）存在する。このうち、一団の農地の中に点在するものや優良農地に隣接するもの等については、特に耕作再開へ向けた働きかけが必要であり、農業者等に制度の周知を行ってきた状況である。</p> <p>また、当該事業を基に、農業者団体等と連携した耕作放棄地の活用策も協議が整いつつあり、当該対策の継続を望むものである。</p> <p>耕作放棄地対策は中・長期的な課題であり、当該事業の継続した取組みの必要がある。</p>		
関係法令	耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱		

関係法令

新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱

【拡充を求めるもの】

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案（・・・第 回総会； 市）		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は <u>拡充</u> を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ^{※注} <input type="checkbox"/> その他（ ）	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input checked="" type="checkbox"/> 建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	国土交通省道路局高速道路課
	<input type="checkbox"/> 県	担当部局	（建設部道路建設課）
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	17 スマートIC（高速道路利便増進事業）の財源確保と制度の恒久化について		
提案市	岡谷市・諏訪市		
提案要旨	高速道路利便増進事業によるスマートIC整備の今後の情勢が不透明であるため、新たな財源確保や制度の恒久化を国に要望する。		
提案理由	スマートIC整備事業は、インターチェンジ間隔の平均を欧米並みの約5kmに改善することを目標に全国で約200箇所の整備が予定されたが、その後の料金割引制度拡充や東日本大震災により整備財源が目減りし、昨年約110箇所に削減され、整備を目指す市町村にとっては厳しい状況になっている。 また、当該制度は平成32年度で終了するため制度の恒久化を望むものである。		
現況及び課題等	今年度に入り、スマートICの整備促進と財源の確保や制度の恒久化、また採択要件の緩和等を国へ求めるため「長野県スマート・追加IC整備促進協議会」が、県及び関係市町村で組織された。		
関係法令	道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 第4条第10項第1号		

【拡充を求めるもの】

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案（・・・第 回総会； 市）		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ^{※注} <input type="checkbox"/> その他（ ）	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input checked="" type="checkbox"/> 建設
要望先	<input type="checkbox"/> 国	担当省庁	
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	建設部河川課
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	19 河川区域内の雑木等の伐採（河床整備）について		
提案市	須坂市		
提案要旨	<p>雑木等が生い茂る河川が、有害鳥獣であるイノシシ、クマ等の隠れ場所・通路となっていると思われることから、県が管理する一級河川敷内の整備を要望する。</p> <p>また、市町村が管理する普通河川等敷地の整備に対する県の支援を要望する。</p>		
提案理由	<p>有害鳥獣対策で電気柵の整備を進めているが、河川区域には電気柵の設置が認められず、河川だけが無防備な状態であり、河川を伝って来たと思われるイノシシ、クマの農作物被害が絶えない状況にある。</p> <p>コンクリート三面張りに改修された河床に生えた雑木の伐採により、洪水時等の倒木対策も含め、有害鳥獣の隠れ場所をなくし、見通しを良くする等の対策を図っていただきたい。</p>		
現況及び課題等	<p>平成16年度から電気柵設置とその周辺の雑木等を刈り払う緩衝帯整備を進め、これまでに約45kmを整備した。しかし、河川を横断する電気柵の設置は認められないため、河川で柵が切れている状態である。河川内に雑木等が生い茂っている場所では、河川から畑への獣の侵入が認められ、特にクマは、これまで出没のなかった下流域にまで被害を拡大している。</p>		
関係法令			

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">現況及び課題等</p>	<p>建築基準法では、都市計画区域内の幅員 4 m 未満の道路について、道路中心より 2 m の部分を道路とみなしている。</p> <p>しかしながら、このみなし部分（以下「後退用地」という。）の取り扱いについて、同法には規定が無い。</p> <p>長野市では、平成3年10月に「長野市建築行為等に係る後退用地の確保及び整備に関する要綱」を定め、後退用地における維持管理や整備について、建築主等と市が協議し、市の費用負担により後退用地の取得（測量・分筆・登記含む。）を行い、順次舗装等の整備を進めてきた。</p> <p>また、平成21年4月には「長野市狭あい道路拡幅整備促進計画」を作成し、国の補助制度を活用することにより、事業の促進を図っている。</p> <p>これにより、平成24年度末までに、整備区間で約113km、面積で約82,000㎡の後退用地の整備を行っている。</p> <p>東御市においては、平成19年8月に「東御市後退道路用地の整備に関する要綱」を定め、平成21年4月に「東御市後退道路（狭あい道路）拡幅整備促進計画」を作成し、良好な住環境の確保と、安全なまちづくりに寄与するための後退用地の取得に取り組んできている。国の制度化以前は用地取得を寄附に依存してきたが、制度化されたことにより買収による取得も可能となったことから、狭あい道路の解消が進んでいる。</p> <p>しかしながら、未だ解消されていない狭あい道路が多く、今後とも本事業の積極的かつ計画的な推進が求められている。</p> <p>参考 県内事業実施都市（25年度 社会資本整備総合交付金要望都市） 9市 松本市、岡谷市、須坂市、大町市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、長野市</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">関係法令</p>	<p>狭あい道路整備等促進事業制度要綱</p>

【拡充を求めるもの】

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案（・・・第 回総会； 市）		
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は <u>拡充</u> を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ^{※注} <input type="checkbox"/> その他（ ）	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input checked="" type="checkbox"/> 建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	国土交通省
	<input type="checkbox"/> 県	担当部局	（建設部建築指導課）
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	22 危険な空き家に対する解体撤去等の対応について		
提案市	飯山市		
提案要旨	<p>全国的に、過疎高齢化、景気の低迷などの理由から空き家が増えており、これらの空き家が倒壊の危険の他、防災、環境、景観等様々な問題を引き起している。このような中で多くの地方公共団体において、所有者の管理責任を定義した上で、空き家の実態調査、所有者への助言指導、空き家の修繕や取り壊しに向けた勧告・命令を定め、従わない場合は、所有者の氏名等の公表や、必要があれば代執行が可能となる、いわゆる「空き家条例」が制定されている。（国土交通省の調査によると平成25年1月現在において全国138の地方公共団体で、制定・施行されている。）</p> <p>飯山市では、昨年10月1日から、「飯山市空き家等の適正管理に関する条例」を施行し、施行後約半年を経過したところであるが、法的な問題や財政的な問題が持ち上がり、危険な空き家の解消までなかなか辿り着けない現状である。</p> <p>先ず、適正に管理されずに危険な空き家となった理由の多くは、大きく分けて2つがある。一つ目は、所有者の資金不足という経済的な理由で空き家の修繕や解体撤去ができないこと、二つ目は、空き家の相続人が居なかったり、所有者が行方不明なために管理されないことが挙げられる。</p> <p>そこで、この2つの理由の解決策として、次のように法的整備を含む新たな制度の整備と現行制度の支援策の拡充を要望する。</p> <p>一つ目は、一定のエリアを指定し危険な空き家の解消による地域活性化計画を作成し、計画の認定を受けた場合は、国の予算について枠を拡充して配分すること、二つ目は、他人の財産や生命に危害を与える場合は、所有者の意思を問わず、また所有者が居なかったり不明な場合にも、行政が必要な改善措置がとれるように私権（財産権）制限を強化するよう法整備をお願いするものである。</p>		

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">提案理由</p>	<p>(1) 農村部の空き家や観光地の宿泊施設は大きな施設のため、多額の解体撤去費がかかり、所有者がその費用を用意できないために改善措置が取れない現状がある。また、所有者から費用の回収ができないなどの理由により、行政代執行もできない。現在、国の財政的支援の制度はあるものの、解体撤去費用そのものが大きいため補助残の負担ができない現状がある。そこで、エリアを限定し、空き家の解消により地域活性化を図る計画作成があるものについて、国が認定した場合は、特別枠を設け支援の拡充をお願いするものである。</p> <p>(2) 危険空き家の約半分は、所有者が死亡し相続人が居ないケースや所有者は居るが居所不明や連絡が取れないケースである。そのため、相続人が居ない場合は「相続財産管理人」を、居所不明な場合は「不在財産管理人」を家庭裁判所に申し出て選任をいただく手続きをとる必要がある。この場合、費用や手間もかかり市町村にとっては負担が大きく、現状は危険空き家の解消ができずにいる。そこで、このような手続きをとらなくても済むように、所有者が居なかったり不明な場合も、個人の財産権を制限し、行政が必要な措置ができるようにする法整備をお願いするものである。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">現況及び課題等</p>	<p>(1) 飯山市はスキー場を主体とした観光地であり、廃業をしたペンションやホテルが管理不全のまま放置されることで、景観を阻害し観光地としてのイメージダウンが避けられない。また、農村部の自然豊かな農村風景は、昨今農村景観としての価値も上がり、廃墟となった空き家はその景観も阻害する。</p> <p>(2) 平成24年4月から森林法の改正により、森林においては、所有者が必要な間伐を行わない場合や所有者が不明な場合も、伐採が可能となった。危険な空き家についても、法律を整備し、同様な取組が可能となることが期待される。</p> <p>(3) 空き家を適正に管理することにより、空き家の再利用も可能となる。自然豊かな田舎で暮らしたいというニーズは増える傾向にあり、そのための住居として空き家を再利用することで、危険な空き家の削減と過疎化が進む地方において、人口の減少に歯止めをかけ、地域の活性化への寄与が可能となる。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">関係法令</p>	<p>建築基準法</p>

○ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの

【新たな施策の要望を求めるもの】

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 (. . . 第 回総会; 市)		
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ^{※注} <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input checked="" type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	農林水産省
	<input type="checkbox"/> 県	担当部局	(農政部園芸畜産課)
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	23 堆肥舎等の既存施設の維持修繕への支援制度の創設について		
提案市	<u>須坂市</u> ・安曇野市		
提案要旨	農業水利施設には、既存施設の有効活用や長寿命化を図るストックマネジメント事業があるが、堆肥舎等の建物・設備にはそうした支援制度がない。今後、既存の施設を如何に長く活用するかが重要となる中、堆肥舎等の施設についてストックマネジメントと同様の事業を創設していただきたい。		
提案理由	家畜排せつ物の適正な処理は、周辺的生活環境に与える影響も大きく、家畜が存在する限り継続する必要がある。しかし、畜産・酪農の先行きが不透明な中、新たな施設建設への投資は難しいことから、既存の施設の有効活用と長寿命化を図る必要がある。		
現況及び課題等	「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」施行から10年以上が経ち、法律の施行にあわせて建設した堆肥舎の大規模修繕の時期を迎えている。しかし、畜産・酪農を取り巻く状況は厳しく、特にTPPでは最も大きな影響を受ける産業の一つともされ、先行きが見えにくい状況にある。		
関係法令	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律		

○ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 (. . . 第 回総会; 市)		
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ^{※注} <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	総務省
	<input type="checkbox"/> 県	担当部局	(総務部市町村課)
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	24 番号法案に係るシステム改修費用等の財政措置について		
提案市	須坂市		
提案要旨	<p>社会保障や税等の情報を共通の番号で管理する番号法案が成立し、平成27年度には通知カードによる個人番号の通知、平成28年度には個人カードの交付及び個人番号の利用開始が計画されている。</p> <p>当該システム改修にあたっては、市町村ごとに既存住民基本台帳等システムの改修が必要となるが、この経費について国による財政措置が講じられるよう要望する。</p>		
提案理由	<p>番号法案により既存の住民基本台帳等システムの改修が必要となるが、全国統一での情報基盤整備であるため、経費は国で負担され、地方での負担が生じないように財政措置を求めるものである。</p>		
現況及び課題等	<p>番号法案についての都道府県・指定都市担当課長説明会（平成25年3月21日開催）「資料10」によると流動的とはあるが、厚生労働省関係システム改修費用だけでも最低3,000万円からとなっている。</p> <p>また、厚生労働省関係システム改修より先行で改修をおこなう住民基本台帳システム及び、税関係システムの改修費用は示されていない。</p>		
関係法令	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 住民基本台帳法</p>		

○ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案（ ・ ・ 第 回総会； 市）		
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ^{※注} <input type="checkbox"/> その他（ ）	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	厚生労働省健康局
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	健康福祉部健康長寿課
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	25 風疹予防接種助成費用の補助について		
提案市	長野市		
提案要旨	<p>かつて風疹の予防接種を受ける機会がなかった等で、接種率の低かった世代を中心に全国的に風疹が流行している。</p> <p>予防接種制度の谷間の世代が任意の予防接種を受ける際、市町村が助成できるよう、補助金を交付する制度を創設されたい。</p> <p>対象者；妊娠を予定している女性と妊婦の夫</p>		
提案理由	<p>東京圏・大阪圏を中心に全国的に風疹が流行しており、妊娠中の風疹ウイルス感染による赤ちゃんの先天性風疹症候群が報告されている。</p> <p>任意での予防接種に対する費用助成は、交付税措置はされておらず、実施団体の負担となる。</p> <p>本年の県内の風疹患者数は、既に昨年1年間の2倍以上となっており、予防接種により赤ちゃんの先天性風疹症候群を防止するため、予防接種費用に市町村が助成できるよう、国・県の補助を望む。</p>		
現況及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県の風疹患者数 H25年第17週(4月28日まで) 30人 前年同週 3人、前年第52週(12月30日まで) 14人 ・長野市の風疹患者数 H25年第17週(4月28日まで) 19人 前年同週 0人、前年第52週(12月30日まで) 1人 <p>長野県でも既に昨年1年の患者数を上回っている。</p> <p>全国的な流行から、風疹単独ワクチン(5千円～6千円程度)は不足しており、MR(麻疹との混合)ワクチン(1万円程度)接種となり、接種者の経済的な負担になっている。</p>		

關係法令	予防接種法等
------	--------

○ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 (. . . 第 回総会; 市)		
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ^{※注} <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設
要望先	<input type="checkbox"/> 国	担当省庁	
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	環境部水大気環境課
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	26 「水資源保全地域の指定」に係る取り組み及び指定業務に対する財政支援について		
提案市	塩尻市		
提案要旨	本年3月25日施行された「長野県豊かな水資源の保全に関する条例」による基本指針(素案)が示されたところである。「水資源保全地域の指定」にあたっては、土地所有、利用状況等を勘案し、当該区域を所管する市町村長が指定申請をすることなどを定めている。この指定申請に係る各市の取り組み及び指定業務に関する県の支援策を要望する。		
提案理由	基本指針(素案)では、水資源保全区域の設定は地番及び水資源保全地域図で示すとあるが、涵養機能を有する森林などにあつては、湧水や表流水等に係る集水区域調査や、地番を確定するための現地踏査外、権利関係者との調整などが必要となり、多大な時間と経費等が必要となる。 区域指定を適正かつ実効性のあるものとし、また、指定促進を図るため、その経費負担の軽減が必要である。		
現況及び課題等	本市が水道水源として利用している水は地表水を主とし、その水源は山林部分が主であり、特に湧水については、地下の状況を調査把握し、保全区域設定の考え方を明確にするための根拠が重要である。 また、山林における地番及び権利関係者を把握するためには、森林基本図や公図の参照等も見込めるが、実態等との乖離などから特定することが困難である場合も多く想定され、権利関係者との合意形成などが課題となる。		
関係法令	長野県豊かな水資源の保全に関する条例		

○ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案（ ・ ・ 第 回総会； 市）		
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ^{※注} <input type="checkbox"/> その他（ ）	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input checked="" type="checkbox"/> 建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	国土交通省、総務省
	<input type="checkbox"/> 県	担当部局	（建設部道路管理課）
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	28 地方特定道路整備事業（交付税措置のある起債事業制度）の継続について		
提案市	長野市・安曇野市		
提案要旨	<p>平成4年度に国土交通省と総務省が連携し創設した、地方特定道路整備事業（交付税措置のある起債事業制度）は、平成24年度まで継続されたが、今年度廃止となった。両市では交付金事業のほかにこの事業制度を活用し、市道の整備を進めていることから、地方特定道路整備事業の継続を要望する。</p>		
提案理由	<p>地方特定道路整備事業は、地方が行う道路整備について、国庫補助（交付金）のほかに地方の単独費を活用して行う事業制度で、その財源として交付税措置のある起債を充当できるものである。しかし、この事業は、平成24年度までの措置として、今年度から廃止となった。このため、市の財政負担が増大し、必要としている道路整備が計画通り進められない状況となるため。</p>		

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">現況及び課題等</p>	<p>長野市と安曇野市における平成25年度の道路事業は、財源の種類により以下のとおり進めている。</p> <p>○ 長野市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会資本総合整備事業 等（交付金） 27事業 689,200千円 ・ 地方特定道路整備事業（起債） 20事業 346,000千円 (交付税93,420千円) ・ 過疎対策事業（起債） 16事業 282,000千円 ・ 合併特例事業（起債） 5事業 295,000千円 ・ 単独一事業（一般財源） 11事業 150,000千円 ・ 単独小規模事業（一般財源） 1,020,000千円 <p>○ 安曇野市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会資本総合整備事業 等（交付金） 17事業 349,000千円 ・ 地方特定道路整備事業（起債） 1事業 48,000千円 (交付税12,960千円) ・ 合併特例事業（起債） 5事業 371,000千円 ・ 市道改良事業（一般財源） 53事業 359,400千円 <p>地方特定道路整備事業の廃止により、他の事業制度への移行が考えられるが、交付金事業及び起債事業には予算の枠や対象事業としての地域要件などがあるため難しい。このため、一般財源により対応するか、又は交付税措置のない起債事業制度を活用することとなり、事業の一部を縮小あるいは休止せざるを得ない状況にある。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">関係法令</p>	<p>地方財政法 地方財政法施行令 地方債に関する省令</p>